

令和5年(2023年)12月1日
総務委員会資料
企画部資産管理活用課

(第92号議案)

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

- (1) 職員研修センターの廃止に伴い、別表15の表を削る。
- (2) 「施設使用料の見直し方針」に基づく使用料改定に伴い、別表2の表から別表14の表までに掲げる施設の使用料の額を改める。
- (3) 区役所庁舎の施設の使用料を定めるため、別表1の表を改める。

2 施行日

- (1) 令和6年4月1日
- (2) 令和6年7月1日
- (3) 令和6年7月4日

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区行政財産使用料条例新旧対照表

改正案			現行			
第1条～第8条 (略)			第1条～第8条 (略)			
附 則			附 則			
1～5 (略)			1～5 (略)			
6 令和6年7月1日から当分の間、別表2(2)の表の規定の適用については、 同表体育室の項中「6,100円」とあるのは「3,100円」と、「9,400円」とあるのは「4,700円」と、「12,700円」とあるのは「6,400円」と、「300円」とあるのは「200円」と、同表小体育室の項中「1,000円」とあるのは「500円」と、「1,600円」とあるのは「800円」と、「2,400円」とあるのは「1,200円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。						
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
1 中野区役所庁舎			1 削除			
(1) ホール						
施設			単位時間			
			午前9時～正午	午後0時30分～午後2時30分	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時
ホ 二 ル	入場料を徴収しない場合	平日	5,200円	4,700円	4,700円	9,600円
	土曜日、日曜日及び休日		6,100円	6,400円	6,400円	11,100円
	入場料を徴収する場	平日	7,800円	7,000円	7,000円	14,500円

合	土曜日、日曜日	9,100円	9,600円	9,600円	16,700円
	日及び休日				

備考

1 徴収する入場料の額が1,000円以下の場合は、入場料を徴収しない場合に定める額を適用する。

2 この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

(2) ミーティングルーム

施設	単位時間			
	午前9時～正午	午後0時30分 ～午後2時30分	午後3時～午後 5時	午後6時～午後 9時
ミーティングルームA	1,200円	800円	800円	1,200円
ミーティングルームB	900円	600円	600円	900円

2 中野区産業振興センター

(1) 特別会議室

施設	単位時間			
	午前9時～正午	午後0時30分 ～午後2時30分	午後3時～午後 5時	午後6時～午後9 時
特別会議室	1,600円	1,400円	1,400円	2,600円

(2) 多目的ホール等

施設	単位時間
----	------

2 中野区産業振興センター

(1) 特別会議室

施設	単位時間			
	午前9時～正午	午後0時30分 ～午後2時30分	午後3時～午後 5時	午後6時～午後9 時
特別会議室	1,500円	1,300円	1,300円	2,500円

(2) 多目的ホール等

施設	単位時間
----	------

	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
多目的ホール	2,700円	4,200円	5,600円
体育貸切りの場合	6,100円	9,400円	12,700円
室内個人で使用する場合	300円	300円	300円
小体育貸切りの場合	1,000円	1,600円	2,400円
室内個人で使用する場合	300円	300円	300円

(3) 大会議室等

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
大会議室	1,600円	2,300円	2,000円
会議室1	(略)	(略)	(略)
～			
調理室	(略)	(略)	(略)

(4) イベントコーナー

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
イベントコーナー	200円	300円	200円

(5) (略)

	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
多目的ホール	5,000円	7,700円	10,400円
体育貸切りの場合	5,000円	7,700円	10,400円
室内個人で使用する場合	230円	230円	230円
小体育貸切りの場合	800円	1,300円	2,000円
室内個人で使用する場合	230円	230円	230円

(3) 大会議室等

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
大会議室	1,500円	2,200円	1,900円
会議室1	(略)	(略)	(略)
～			
調理室	(略)	(略)	(略)

(4) イベントコーナー

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
イベントコーナー	300円	500円	300円

(5) (略)

3 中野区立南中野児童館

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
音楽室	200円	200円	200円

4 中野区立ふれあいの家

(1) 中野区立城山ふれあいの家

ア (略)

イ 遊戯室

施設	単位時間			
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後8時	午後6時30分～午後8時
遊戯室	1,400円	2,100円	(略)	(略)

(2) (略)

5 中野区社会福祉会館

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
会議室A	300円	300円	300円
会議室B	300円	300円	300円
会議室C	300円	500円	500円
会議室D	200円	300円	300円

6 中野区中部すこやか福祉センター

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
第一会議室	500円	600円	600円
第二会議室	500円	600円	600円
第三会議室	500円	600円	600円

3 中野区立南中野児童館

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
音楽室	300円	300円	300円

4 中野区立ふれあいの家

(1) 中野区立城山ふれあいの家

ア (略)

イ 遊戯室

施設	単位時間			
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後8時	午後6時30分～午後8時
遊戯室	1,500円	2,200円	(略)	(略)

(2) (略)

5 中野区社会福祉会館

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
会議室A	400円	400円	400円
会議室B	400円	400円	400円
会議室C	400円	600円	600円
会議室D	300円	400円	400円

6 中野区中部すこやか福祉センター

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
第一会議室	600円	700円	700円
第二会議室	600円	700円	700円
第三会議室	600円	700円	700円

小会議室	200円	300円	300円
多目的室	600円	900円	900円
和室	200円	300円	300円

7 中野区南部すこやか福祉センター

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
第一会議室	1,000円	1,300円	1,300円
第二会議室	800円	1,100円	1,100円

8 中野区鷺宮すこやか福祉センター

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
集団学習室	600円	700円	700円

9 中野区障害者福祉会館

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
音楽室	1,000円	1,200円	1,200円
調理実習室	700円	1,200円	1,200円
スポーツ訓練室	1,000円	1,500円	1,500円

10 中野区立かみさぎこぶし園

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
調理実習室	500円	700円	500円
多目的ホール	800円	1,100円	800円

11 中野区立弥生福祉作業所

施設	単位時間		
----	------	--	--

小会議室	300円	400円	400円
多目的室	800円	1,100円	1,100円
和室	300円	400円	400円

7 中野区南部すこやか福祉センター

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
第一会議室	1,200円	1,700円	1,700円
第二会議室	1,000円	1,400円	1,400円

8 中野区鷺宮すこやか福祉センター

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
集団学習室	700円	900円	900円

9 中野区障害者福祉会館

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
音楽室	1,300円	1,600円	1,600円
調理実習室	800円	1,400円	1,400円
スポーツ訓練室	1,200円	1,800円	1,800円

10 中野区立かみさぎこぶし園

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
調理実習室	600円	800円	600円
多目的ホール	1,000円	1,400円	1,000円

11 中野区立弥生福祉作業所

施設	単位時間		
----	------	--	--

	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
利用者食堂	600円	900円	900円
会議室	200円	200円	200円

1 2 中野区立教育センター分室

施設	単位時間	
	午前9時～正午	午後1時～午後5時
研修室A	1,500円	2,000円
研修室B	1,200円	1,500円
研修室C	500円	700円

1 3 中野区立野方図書館

(1) 会議室二等

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
会議室二	700円	1,000円	1,000円
会議室三	300円	400円	400円
会議室四	200円	300円	300円
会議室五	900円	1,300円	1,300円
会議室六	400円	700円	700円
会議室七	200円	300円	300円
会議室八	200円	300円	300円

(2) 会議室九

施設	単位時間	
	午前9時30分～午後2時30分	午後3時～午後8時
会議室九	900円	900円

1 4 中野区立学校

(1) 体育館

	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
利用者食堂	800円	1,100円	1,100円
会議室	300円	300円	300円

1 2 中野区立教育センター分室

施設	単位時間	
	午前9時～正午	午後1時～午後5時
研修室A	2,000円	2,700円
研修室B	1,600円	2,000円
研修室C	700円	900円

1 3 中野区立野方図書館

(1) 会議室二等

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
会議室二	1,000円	1,300円	1,300円
会議室三	400円	600円	600円
会議室四	300円	400円	400円
会議室五	1,200円	1,800円	1,800円
会議室六	600円	900円	900円
会議室七	300円	400円	400円
会議室八	300円	400円	400円

(2) 会議室九

施設	単位時間	
	午前9時30分～午後2時30分	午後3時～午後8時
会議室九	1,200円	1,200円

1 4 中野区立学校

(1) 体育館

施設	単位時間
	1回（3時間以内）
小学校体育館	1,300円
中学校体育館	1,900円
中学校小体育館	900円

(2) 附属設備

設備	単位時間
	1回（3時間以内）
小学校体育館冷暖房設備	1,000円
中学校体育館冷暖房設備	2,100円
中学校小体育館冷暖房設備	700円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表15の表を削る改正規定 令和6年4月1日

(3) 別表1の表の改正規定 令和6年7月4日

(経過措置)

2 施行日前に中野区行政財産使用料条例別表2(2)の表に掲げる施設（体育室及び小体育室を除く。）、同条例別表2(4)の表及び別表3の表に掲げる施設、

施設	単位時間
	1回（3時間以内）
小学校体育館	900円
中学校体育館	1,300円
中学校小体育館	600円

(2) 附属設備

設備	単位時間
	1回（3時間以内）
小学校体育館冷暖房設備	900円
中学校体育館冷暖房設備	1,800円
中学校小体育館冷暖房設備	600円

15 中野区職員研修センター

施設	単位時間	
	午前9時～正午	午後1時～午後5時
第一研修室	600円	800円

同条例別表4(1)イの表に掲げる施設（午後6時から午後8時までの使用及び午後6時30分から午後8時までの使用を除く。）並びに同条例別表5の表から別表13の表までに掲げる施設について施行日以後に係る使用の許可を行う場合の使用料については、改正後の別表2(2)の表（体育室の項及び小体育室の項に係る規定を除く。）、別表2(4)の表、別表3の表、別表4(1)イの表（午後6時から午後8時まで及び午後6時30分から午後8時までに係る規定を除く。）及び別表5の表から別表13の表までの規定を適用した額とする。

3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に改正後の別表1の表に掲げる施設について同日以後に係る使用の許可を行う場合の使用料については、同表の規定を適用した額とする。

4 この条例の施行の際現に使用の許可（附則第2項に規定する場合の使用の許可を除く。）を受けている者の使用料については、なお従前の例による。